

一般社団法人漁業経営安定化推進協会  
養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領

	承認	平成 22 年 5 月 11 日
一部改正	承認	平成 22 年 9 月 22 日
一部改正	承認	平成 23 年 3 月 31 日
一部改正	承認	平成 23 年 6 月 6 日
一部改正	承認	平成 23 年 11 月 22 日
一部改正	承認	平成 24 年 5 月 29 日
一部改正	承認	平成 25 年 5 月 27 日
一部改正	承認	平成 25 年 7 月 26 日
一部改正	承認	平成 26 年 3 月 20 日
一部改正	承認	平成 27 年 3 月 5 日
一部改正	承認	平成 28 年 3 月 31 日
一部改正	承認	平成 29 年 3 月 28 日
一部改正	承認	平成 30 年 3 月 29 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この実施要領は、一般社団法人 漁業経営安定化推進協会（以下「本法人」という。）が漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3037 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）に基づいて行う養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「本事業」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

## 第 2 章 補填金交付事業

### 第 1 節 事業参加契約等

#### (事業参加契約の締結)

第 2 条 本法人は、次のいずれかに掲げる者（以下「漁連等」という。）との間に、その申込みに基づき、別紙様式例第 1 号による本事業の参加契約（以下「事業参加契約」という。）を締結するものとする。

ア 漁業協同組合連合会

イ 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）

ウ 漁業者を直接、間接の構成員とする全国団体（ア又はイに該当するものを除く。）

エ 配合飼料販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体

オ アからエに掲げる団体以外の団体

2 前項の事業参加契約の期間は、4 月 1 日を起算日とする 3 年間とする。

3 第 1 項の事業参加契約は、当該事業参加契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

4 本法人は、第 1 項のオに掲げる法人との間に事業参加契約を締結しようとする場合は、水産庁長官の承認を得るものとする。

#### (契約の解約等)

第 3 条 本法人は、本法人と事業参加契約を締結している漁連等（以下「契約漁連等」という。）が次に掲げる場合に該当することとなったときは、アの場合を除き本法人会長の承認を経て、当該契約漁連等との事業参加契約を解約するものとする。

- ア 契約漁連等が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
- イ 契約漁連等に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- ウ 契約漁連等が本法人の信用を著しく失墜させる行為をした場合
- エ 契約漁連等が契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
- オ その他契約漁連等の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 本法人は、事業参加契約の解約に関して契約漁連等から本法人が別に定めるところにより解約手数料を徴収することができる。

(事務契約の締結)

第 4 条 契約漁連等は、次のいずれかに掲げる者（以下「漁協等」という。）との間に、参加契約の事務を連携して履行するため、別紙様式例第 2 号による事務契約を締結することができる。

- ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって養殖業者又は配合飼料販売業者を会員とするもの
- イ その他の団体

2 契約漁連等は、前項のイに掲げる団体との間に事務契約を締結しようとする場合は、水産庁長官の承認を得るものとする。

## 第 2 節 積立契約

(積立契約の締結)

第 5 条 本法人は、セーフティーネットへの加入を希望する養殖業者との間に養殖用配合飼料価格差補填金積立契約（以下「積立契約」という。）を締結することができる。

2 積立契約の期間は、4 月 1 日を起算日とする 3 年間とする。ただし、東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約であって、年度の途中で申込みがあったものの期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の 1 日から翌々年度の末日までとする。

3 積立契約は、当該積立契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

(積立契約の申請)

第 6 条 養殖業者による積立契約の申請は、別紙様式例第 3 号による積立契約の内容に基づき、別紙様式例第 4 号による積立契約申込書（以下「積立申込書」という。）を提出して行うこととする。

2 前項の申請は、契約漁連等（当該契約漁連が事務契約を締結している場合にあっては、その相手方である団体を含む。第 19 条を除き、以下同じ。）に積立申込書を提出することにより行うものとする。

(積立契約締結完了通知の送付)

第 7 条 本法人は、前条により養殖業者から提出された積立申込書の内容を審査し、積立契約を締結した場合には、当該積立契約を締結した養殖業者に対して、積立契約締結完了通知を送付するものとする。

(配合飼料購入予定数量等の設定)

第 8 条 本法人は、本法人と積立契約を締結している養殖業者（以下「加入者」という。）に対し、水産庁長官が定める単位数量当たりの配合飼料補填積立金の額を踏まえ、当該単位を上限とする単位数量当たりの配合飼料補填積立金の額（以下「積立単価」という。）、分割払にする場合の配合飼料補填積立金の納入に係る分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。

2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、養殖用配合飼料価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる配合飼料購入予定数量とともに、別紙様式例第 5 号による養殖用配合飼料購入予定数量等設定申込書（以下「予定数量等申込書」という。）により本法人に申し込むものとする。

3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る当該年度の養殖用配合飼料価格差補填金の対

象となる配合飼料購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限（以下「配合飼料購入予定数量等」という。）を設定するものとする。ただし、東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約に基づく配合飼料購入予定数量の対象期間は、締約翌月の1日から、当該年度の末日までとする。

4 第1項に規定する積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢は、別表のとおりとする。

5 配合飼料購入予定数量等の設定は、当該配合飼料購入予定数量の対象期間の開始前に行わなければならない。

6 第3項により設定された配合飼料購入予定数量（以下「設定数量」という。）、積立単価、分割回数及び納入期限の変更は行わない。

7 第2項の申込みは、予定数量等申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。  
（配合飼料補填積立金の積増し）

第9条 前条第1項に規定する水産庁長官の定める額が変更された場合は、本法人は、加入者に対し、当該変更を踏まえ、追加して納入する積立単価、分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。

2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、別紙様式例第10号による配合飼料補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの配合飼料補填積立金の額等の設定申込書（以下「追加納入申込書」という。）により本法人に申し込むことができるものとする。

3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る追加して納入する積立単価、分割回数及び納入期限を設定するものとする。

4 第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、本法人が別に定める。

5 第3項により設定された積立単価、分割回数及び納入期限の変更は行わない。

6 第2項の申込みは、追加納入申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。  
（契約の解約等）

第10条 本法人は、加入者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該加入者との積立契約を解約するとともに、当該加入者の配合飼料補填積立金（第11条に基づき加入者から本法人に納入されたものをいう。以下同じ。）の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

ア 加入者が契約期間の中途において、積立契約を解約しようとして申し出た場合

イ 加入者が契約期間の中途において、配合飼料補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 加入者が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ その他加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

オ 加入者が死亡した場合又は養殖業を廃業した場合。ただし、本法人が別に定めるところにより配合飼料補填積立金の相続及び養殖業の承継が行われる場合を除く。

カ 加入者に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

2 加入者が納入すべき配合飼料補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は、当該加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末までになお納入しない時は積立契約を解約するとともに、当該加入者の配合飼料補填積立金の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除く。

3 前項の規定にかかわらず、加入者が積立契約の締結日が属する年（積立契約が自動更新された場合を除く。）において、納入すべき配合飼料補填積立金（分割納入の場合は1回目の割賦）を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約は無効とする。

4 本法人は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、加入者の責により本法人に損害が生じているときは、当該損害と本法人が加入者に返還する配合飼料補填積立金とを相殺することができる。

- 5 本法人は、積立契約の解約に関して、第 1 項オ及びカ、第 3 項及び次項の場合を除き、加入者から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、本法人は、当該解約手数料と本法人が加入者に返還する配合飼料補填積立金とを相殺することができる。
- 6 本法人は、本事業に係る国の予算措置の中止等のやむを得ない理由により、加入者との積立契約を解約することができる。この場合において、本法人は、当該加入者の配合飼料補填積立金の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

### 第 3 節 配合飼料補填積立金

#### (配合飼料補填積立金の納入)

- 第 11 条 加入者は、当該加入者につき第 8 条第 3 項により配合飼料購入予定数量等が設定されたときは、当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を配合飼料補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。
- 2 加入者は、当該加入者につき第 9 条第 3 項により積立単価、分割回数及び納入期限が設定されたときは、当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を配合飼料補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。
  - 3 分割払により配合飼料補填積立金を納入する場合の割賦毎の配合飼料補填積立金の納入額は均等分割により設定されるものとする。ただし、均等分割した場合の端数は 1 割賦目に納入するものとする。
  - 4 納入された配合飼料補填積立金には、利息は付さない。

#### (配合飼料補填積立金の精算)

- 第 12 条 本法人は、加入者と締結した積立契約の期間満了時において、当該加入者の配合飼料補填積立金に残額がある場合は、第 11 条第 1 項及び第 2 項で定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越すものとする。ただし、加入者がセーフティネットからの脱退を申し出た場合は、当該加入者の配合飼料補填積立金の残額を返還するものとする。

### 第 4 節 補填金の交付の方法

#### (補填金の交付)

- 第 13 条 本法人は、事業年度の四半期毎に当該四半期に係る平均配合飼料価格（別紙算式Ⅰにより算出される価格をいう。）が直前 7 年間の配合飼料価格のうち、高値 1 年間分と安値 1 年間分を除いた 5 年間分の平均配合飼料価格（別紙算式Ⅱにより算出される価格をいう。）を超えた場合について、次条の規定により定められた単位数量当たりの補填金の額に、加入者毎の当該四半期の購入実績数量又は当該事業年度の設定数量から当該事業年度において補填金交付の対象となった購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする（交付されるべき補填金の額のうち、加入者の配合飼料補填積立金によって賄われる額が本法人の主たる金融機関の他行向 3 万円未満の振込手数料以下のときを除く。）。

#### (単位数量当たりの補填金の額及び通知)

- 第 14 条 養殖用配合飼料の単位数量 1 トン当たりの補填金の額は、別紙算式Ⅲにより算出された額の範囲内において、配合飼料補填積立金及び国からの補助金の状況並びに養殖業経営の動向、配合飼料価格水準の推移その他の経済事情を考慮し、水産庁長官の承認を経て、本法人が定めるものとする。

#### (補填金の交付額)

- 第 15 条 本法人が四半期毎に交付する補填金の額は、要領第 7 の 2 の(2)のアに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における配

合飼料補填積立金残高の2倍を限度とする。

(補填金の不交付及び返還)

第16条 本法人は、加入者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときには、補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は既に交付した補填金の全部もしくは一部を返還させることができる。

ア 本法人に提出した書類に虚偽の記載があった場合

イ 本法人に対する義務を怠った場合

### 第3章 報告の徴収等

(養殖用配合飼料の購入実績数量の報告)

第17条 加入者は、四半期毎に養殖用配合飼料の購入実績数量を、別紙様式例第6号により本法人に報告しなければならない。

2 前項の報告は、契約漁連等を経由して提出することとする。

(帳簿の閲覧等)

第18条 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、加入者より所要の事項について報告させ、又は加入者の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

2 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、契約漁連等より所要の事項について報告させ、又は契約漁連等の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

### 第4章 雑則

(事業協力組織謝金)

第19条 本法人は、セーフティネットへの加入状況等を勘案して、契約漁連等に対して事業協力組織謝金を支払うことができる。

(変更の届出)

第20条 加入者は、住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、遅滞なく本法人に届け出るものとする。

(細則)

第21条 本法人は、本法人会長の承認を経て、この実施要領に定めるものの他、この事業の運営に関し必要な事項について細則を定めることができる。

### 附則

1 この実施要領は、水産庁長官の承認を受けた日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における事業参加契約の締結期限については、平成22年5月21日とする。

3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度において締結する積立契約の期間については、10月1日を起算日とする2年6ヶ月間とすることができるものとする。

4 第5条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における積立契約の締結期限については、平成22年6月末日とする。

5 第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年度における積立契約の内容については、別記様式例7号によるものとする。

6 第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における養殖用配合飼料購入数量の設定期限については、平成22年6月末日とする。

7 第11条第2項の規定にかかわらず、平成22年度における補填積立金の納入期限については、平

成 22 年 6 月末日とする。ただし、附則第 3 項により積立契約の期間を 2 年 6 ヶ月とした場合の補填積立金の納入期限については、平成 22 年 10 月末日とする。

附則（平成 22 年 9 月 22 日）

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則（平成23年3月31日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年度における事業参加契約の締結期限については、平成 23 年 5 月 23 日とする。
- 3 第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日を起算日とする積立契約であって、第 6 条第 1 項に規定する積立契約の申請が平成 23 年 5 月末日までに行われたものの締結期限については、平成 23 年 6 月末日とする。
- 4 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年度における積立契約の内容については、別記様式例第 8 号によるものとする。
- 5 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日を起算日とする積立契約に基づく平成 23 年度の配合飼料購入数量の設定期限については、平成 23 年 6 月末日とする。
- 6 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 23 年度における補填積立金の納入期限については、平成 23 年 6 月末日とする

附則（平成23年6月6日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災養殖業者（東日本大震災によりその所有する又は賃借権を有する船舶、養殖施設又は建物に被害を受けたことにつき都道府県知事又は市町村長から証明を受けた者、又は同震災により平成 23 年 5 月末日までに漁業経営に支障が出ていたことにつき所属する漁業協同組合の長その他本法人が適当と認めた法人の長から証明を受けた者をいう。以下同じ。）に係る平成 23 年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の 1 日から平成 26 年 3 月末日までとする。
- 3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成 23 年度の配合飼料購入数量の対象期間は、締約翌月の 1 日から平成 24 年 3 月末日までとする。
- 4 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成 23 年度における補填積立金の納入期限については、平成 24 年 3 月末日までとする。
- 5 被災養殖業者が別紙様式第 9 号の 1 により積立契約の一時停止を申し出た場合、本法人は、当該被災漁業者に対し、速やかに、別紙様式第 9 号の 2 による漁業経営セーフティーネット構築事業積立契約一時停止証明書を交付するとともに、補填積立金の残額を返還するものとする。
- 6 前項の規定により積立契約の履行の一時停止の適用を受けている被災養殖業者が積立契約の再開を申し出た場合において、返還を受けた積立金の額の全部又は一部を本法人に納入したときは、本法人は、速やかに、別紙様式第 9 号の 3 により積立契約の履行の一時停止を解除するものとする。

附則（平成 23 年 11 月 22 日）

- 1 この変更は水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年 11 月 22 日付け 23 水推第 757 号による追加補填積立金の納入期限については、平成 24 年 3 月末日までとする。

附則（平成 24 年 5 月 29 日）

- 1 この変更は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 8 条第 4 項及び第 9 条第 4 項に定める別紙については、別表（平成 24 年度の補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）を用いるものとする。
- 3 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成 24 年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の 1 日から平成 27 年 3 月末日までとする。
- 4 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成 24 年度の配合飼料購入数量の対象期間は、締約翌月の 1 日から平成 25 年 3 月末日までとする。
- 5 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成 24 年度における配合飼料補填積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災養殖業者との間で第 8 条第 1 項から第 3 項に準じて設定できるものとする。
- 6 平成 24 年 1 月から 3 月に係る補填金の交付については、なお、従前の例によるものとする。
- 7 第 13 条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月から 6 月の四半期、7 月から 9 月の四半期及び 10 月から 12 月の四半期に係る補填金の交付は、当該四半期の平均輸入原料価格がそれぞれ次の算式により算出された額を超えた場合に行うものとする。

平成 24 年 4 月から 6 月の四半期	$Pf t 1 = Pt \times 1.15$
平成 24 年 7 月から 9 月の四半期	$Pf t 2 = Pt \times 1.10$
平成 24 年 10 月から 12 月の四半期	$Pf t 3 = Pt \times 1.05$

- 8 第 14 条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月から 6 月の四半期、7 月から 9 月の四半期、10 月から 12 月の四半期に係る養殖用配合飼料 1 トン当たりの補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成 24 年 4 月から 6 月の四半期	別紙算式Ⅳの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft \times 1.15$
	別紙算式Ⅳの(1)に該当する場合	$A' = A - \{ (Pf q - Pft) - (F - Ft) \}$
平成 24 年 7 月から 9 月の四半期	別紙算式Ⅳの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft \times 1.10$
	別紙算式Ⅳの(1)に該当する場合	$A' = A - \{ (Pf q - Pft) - (F - Ft) \}$
平成 24 年 10 月から 12 月の四半期	別紙算式Ⅳの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft \times 1.05$
	別紙算式Ⅳの(1)に該当する場合	$A' = A - \{ (Pf q - Pft) - (F - Ft) \}$

附則（平成 25 年 5 月 23 日）

- 1 この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成 25 年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌日（以下「締結翌月」という。）の 1 日から平成 28 年 3 月末日までとする。
- 3 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成 25 年度の配合飼料購入数量の対象期間は、締結翌月の 1 日から平成 26 年 3 月末日までとする。
- 4 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成 25 年度における配合飼料補填積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災養殖業者との間で第 8 条第 1 項から第 3 項に準じて設定できるものとする。

附則（平成 25 年 7 月 26 日）

この変更は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附則（平成 26 年 3 月 20 日）

- 1 この変更は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成 26 年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌日（以下「締結翌月」という。）の 1 日から平成 29 年 3 月末日までとする。
- 3 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る積立契約に基づく平成 26 年度の配合飼料購入数量の対象期間は、締結翌月 1 日から平成 27 年 3 月末日までとする。
- 4 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災養殖業者に係る平成 26 年度における配合飼料補填積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災養殖業者との間で第 8 条第 1 項から第 3 項に準じて設定できるものとする。

附則（平成 27 年 3 月 5 日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第 8 条第 4 項及び第 9 条第 4 項に定める別紙については、別表（平成 27 年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）を用いるものとする。
- 3 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成 27 年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の 1 日から平成 30 年 3 月末日までとする。
- 4 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成 27 年度の配合飼料購入数量の対象期間は、締約翌月 1 日から平成 28 年 3 月末日までとする。
- 5 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成 27 年度における配合飼料補填積立金の分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第 8 条第 1 項から第 3 項に準じて設定できるものとする。

附則（平成 28 年 3 月 31 日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第 8 条第 4 項及び第 9 条 2 項に定める別紙については、別表（平成 28 年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）を用いるものとする。
- 3 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成 28 年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締結翌月」という。）の 1 日から平成 31 年 3 月末日までとする。
- 4 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成 28 年度の配合飼料購入予定数量の対象期間は、締結翌月 1 日から平成 29 年 3 月末日までとする。
- 5 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成 28 年度における配合飼料補填積立金の分割回数及び納入期限においては、本法人と当該被災漁業者との間で第 8 条第 1 項から第 3 項に準じて設定できるものとする。

附則（平成 29 年 3 月 28 日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第 8 条第 4 項及び第 9 条 2 項に定める別紙については、別表（平成 29 年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）を用いるものとする。
- 3 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成 29 年度における積立契約の期間につ



いては、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締結翌月」という。）の1日から平成32年3月末日までとする。

4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成29年度の配合飼料購入予定数量の対象期間は、締結翌月1日から平成30年3月末日までとする。

5 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成29年度における配合飼料補填積立金の分割回数及び納入期限においては、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則（平成30年3月28日）

1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

2 第8条第4項に定める別表については、別表（平成28～30年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）を用いるものとする。

## 養殖用配合飼料価格安定対策事業参加契約

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、この契約に基づき、養殖用配合飼料の価格の急上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、傘下の養殖業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に参画する。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。

（養殖業者への周知）

第2条 乙は、地域の養殖業者（乙の構成員でない養殖業者を含む。以下同じ。）に対し、本事業の趣旨、内容等の周知を図るものとする。

（養殖業者への加入申請）

第3条 乙は、要領第6条第2項に基づき、セーフティーネットへの加入を希望する地域の養殖業者が提出する積立申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、地域の養殖業者から提出された全ての積立申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日（当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。）から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（加入のための措置）

第4条 乙は、地域の養殖業者（乙が養殖種類別団体の場合にあっては、当該団体の関係養殖種類を営む養殖業者とする。）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書の受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

（予定数量等申込）

第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、甲と積立契約を締結した地域の養殖業者（以下「加入者」という。）が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込書に記載された養殖用配合飼料の購入予定数量が、当該加入者の養殖実態等に鑑み過大でないことの証明を付すものとする。

3 第1項により受け付けた予定数量等申込書（添付書類を含む。）は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（購入数量報告）

第6条 乙は、要領第17条に基づき、四半期毎に加入者が提出する購入数量報告を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての購入数量報告を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた購入数量報告（納品書等の裏付け帳票を含む。）は、受付日から7年を経過

するまでの間、乙が保管するものとする。

(配合飼料補填積立金の集金等)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの配合飼料補填積立金の集金及び要領第12条に基づく甲による配合飼料補填積立金の返還の事務を代行するものとする。

(養殖用配合飼料補填金の交付)

第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条に基づく加入者に対する養殖用配合飼料価格差補填金(以下「補填金」という。)の交付の事務を代行するものとする。

(通知等の配付)

第9条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それらを速やかに加入者に配付しなければならない。

(契約の解約等)

第10条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。

- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
- イ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合
- エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合
- オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

第11条 この契約の対象期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの3年間とする。

2 前項の契約の対象期間の満了日の6ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通知がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第12条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(事務契約の締結等)

第13条 乙は、その構成員である団体との間に、本事業の実施に関する事務契約を締結し、次に掲げる事務を当該事務契約を締結した団体に委託することができる。

- ア 第2条による養殖業者への周知
- イ 第3条第1項による積立申込書の受け付け
- ウ 第3条第2項による積立申込書のとりまとめ(電算入力作業を含む。)
- エ 第3条第3項による積立申込書の保管
- オ 第5条第1項による予定数量等申込書の受け付け
- カ 第5条第2項による予定数量等申込書のとりまとめ(電算入力作業を含む。)及び予定数量等申込書に記載された養殖用配合飼料の購入予定数量が過大でないことの証明
- キ 第5条第3項による予定数量等申込書の保管
- ク 第6条第1項による購入数量報告の受け付け
- ケ 第6条第2項による購入数量報告のとりまとめ(電算入力作業を含む。)
- コ 第6条第3項による購入数量報告の保管
- サ 第7条による積立金の集金等の事務の代行

シ 第8条による補填金の交付の事務の代行

2 乙は、事務契約に基づき委託した事務が、常に善良なる管理者の注意をもって執行されるよう、必要な措置をとるものとする。

(その他)

第14条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区内神田1丁目1番12号  
一般社団法人漁業経営安定化推進協会  
代表理事会長 印

乙 住所  
団体名  
長の職名 印

## 養殖用配合飼料価格安定対策事業事務契約

△△（以下「甲」という。）と☆☆（以下「乙」という。）は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、この契約に基づき、甲との連携の下にセーフティーネットの構築に参画する。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。

（養殖業者への周知）

第2条 乙は、地域の養殖業者（乙の構成員でない養殖業者を含む。以下同じ。）に対し、本事業の趣旨、内容等の周知を図るものとする。

（養殖業者の加入申請）

第3条 乙は、要領第6条第2項に基づき、地域の養殖業者から提出された積立申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、地域の養殖業者から提出された全ての積立申込書を取りまとめ、その結果を甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日（当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。）から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（加入のための措置）

第4条 乙は、地域の養殖業者（乙が漁業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係養殖種を営む養殖業者とする。）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書の受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

（予定数量等申込）

第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、本事業の事業主体との間に積立契約を締結した地域の養殖業者（以下「加入者」という。）が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む。）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込書に記載された養殖用配合飼料の購入量が、当該加入者の養殖実態等に鑑み過大でないことの証明を付すものとする。

3 第1項により受け付けた予定数量等申込書（添付書類を含む。）は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（購入数量報告）

第6条 乙は、要領第17条第2項に基づき、加入者が提出する購入数量報告を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された購入数量報告を取りまとめ（電算入力作業を含む。）、その結果を甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた購入数量報告（納品書等の裏付け帳票を含む。）は、受付日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（配合飼料補填積立金の集金等）

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの配合飼料補填積立

金の集金及び要領第12条に基づく配合飼料補填積立金の返還の事務を代行するものとする。

(養殖用配合飼料補填金の交付)

第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条に基づく加入者に対する養殖用配合飼料価格差補填金の交付の事務を代行するものとする。

(通知等の配付)

第9条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それを速やかに加入者に配付しなければならない。

(契約の解約等)

第10条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとし出した場合

イ 乙が解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合

エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

第11条 この契約の対象期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの3年間とする。

2 前項の契約の対象期間の満了日の1ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第12条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(その他)

第13条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所  
団体名  
長の職名 印

乙 住所  
団体名  
長の職名 印

## 養殖用配合飼料価格差補填金積立契約の内容

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）が一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、養殖用配合飼料の価格の急上昇が養殖経営に及ぼす影響を緩和するセーフティーネットへの参加を希望する養殖業者（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（年間配合飼料購入予定数量等の設定）

- 第1条 乙は、この契約の対象期間に属する甲の各事業年度の開始前に、甲に養殖用配合飼料価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる配合飼料購入予定数量を申し込むものとする。
- 2 乙は、要領第8条第1項で甲が提示した積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢から、積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に配合飼料購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限（以下「配合飼料購入予定数量等」という。）を設定するものとする。

（配合飼料補填積立金の納入）

- 第2条 乙は、前条の配合飼料購入予定数量を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる配合飼料購入数量を乗じた額を配合飼料補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。

（配合飼料購入数量の報告）

- 第3条 乙は、第1条の配合飼料購入予定数量等を設定した場合において、要領第17条の規定に基づき、四半期毎に配合飼料購入数量を甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

- 第4条 甲は、第1条の年間配合飼料購入予定数量を設定した場合において、要領第13条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

- 第5条 甲は、乙が要領第16条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、配合飼料補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
  - イ 乙が契約期間の中途において、配合飼料補填積立金の返還を申し出た場合
  - ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - エ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
  - オ 乙が死亡した場合又は養殖業を廃業した場合。ただし、甲が別に定めるところにより補填積立金の相続及び養殖業の承継が行われる場合を除く。
  - カ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
- 2 加入者が納入すべき配合飼料補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は当該加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末までになお納入しない時は積立契約を解約するとともに、配合飼料補填積立金の解約時の残額を全額取

崩し乙に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除く。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙がこの契約の締結日が属する年において、納入すべき配合飼料補填積立金（分割納入の場合は1回目の割賦）を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約は無効とする。
- 4 甲は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する配合飼料補填積立金とを相殺することができる。
- 5 甲は、積立契約の解約に関して、第1項のオ、カ並びに第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する配合飼料補填積立金とを相殺することができる。

（契約対象期間）

第7条 この契約の対象期間は、申込日の属する年の4月1日から3年後の3月31日までとする。

- 2 前項の契約対象期間の満了日の1ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

（変更の届出）

第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、要領第20条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

（個人情報の保護）

- 第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

（その他）

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとする。



## 養殖用配合飼料価格差補填金積立契約申込書

平成 年 月 日

一般社団法人  
 漁業経営安定化推進協会 御中

申込者  
 郵便番号  
 住 所  
 電話番号  
 フリガナ  
 申込者氏名 印  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

貴団体作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

## 【配合飼料を使用して養殖している魚種名及び飼育設備の概要を記載して下さい。】

魚種名	飼育設備（生け簀、水槽、飼育池等）の種類(注)	台数（台・面）

(注) 使用している代表的な生け簀、飼育池等の形状、大きさ等を記載して下さい。

例：10m×10m生け簀、100㎡水槽、200㎡池 等

## 【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、申込日の属する年の4月1日を開始日とする3年間です。
- ・補填金は、四半期毎に当該四半期の末日における配合飼料補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「本法人」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本法人から養殖用配合飼料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、養殖用配合飼料価格差補填金のうちセーフティーネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本法人は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約完了通知を送付します。

## 【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本法人は、積立契約の締結その他養殖用配合飼料価格安定対策事業の実施に伴って取得した個人情報を養殖用配合飼料価格安定対策事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本法人が取得した個人情報を、水産庁に提出することがあります。
- ・本法人は、養殖用配合飼料価格安定対策事業の関係機関である漁連、漁協等から養殖用配合飼料価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し養殖用配合飼料価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。
- ・本法人は、漁業共済について全国漁業共済組合連合会その他の関係団体から養殖用配合飼料価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し養殖用配合飼料価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものととして取扱います。

## 養殖用配合飼料購入予定数量等設定申込書

平成 年 月 日

一般社団法人  
 漁業経営安定化推進協会 御中

申込者住所  
 申込者氏名 印  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

養殖用配合飼料価格差補填金積立契約に基づき、養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入予定数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

1. 対象期間 平成 年 月 日から平成 年 3月31日まで
2. 対象数量 (養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入予定数量)  
 合計 kg
3. 積立て単価 (1トン当たり)の選択 (次のいずれかに○印を付して下さい)  
 ○養殖用配合飼料価格安定対策事業 ① 円 ② 円 ③ 円 ④ 円 ⑤ 円  
 ⑥ 円 ⑦ 円

4. 配合飼料補填積立金の納入方法等  
 (積立ての金額)

選択された単価 ( 円) / 1000 × 数量設定申込書の数量 ( kg) = 円

\*積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法) 次のいずれかに○印を付して下さい

- ① 一括納入
- ② 分割納入 (次のいずれかに○印を付して下さい。)

- ア 6月と○月の2分割
- イ 6月と○月と○月の3分割
- ウ 6月・9月・12月・3月の4分割

\*分割のア又はイの○には、6月・9月・12月の中から選んで記入して下さい。

\*分割納入の納入額は100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100未満の端数は6月末の納入額にまとめられます。

**【配合飼料購入予定数量等設定における留意事項】**

- ・契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、配合飼料購入予定数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、配合飼料購入予定数量が設定できない場合があります。
- ・補填金交付の有無にかかわらず、四半期毎の配合飼料の購入数量を納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告してください。
- ・配合飼料購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、配合飼料補填積立金を納入してください。

〇〇年度四半期別 養殖用配合飼料購入実績報告書

年 月 日

一般社団法人  
 漁業経営安定化推進協会 御中

(養殖業者)

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

養殖用配合飼料の購入実績	
<input type="checkbox"/>	第1四半期 ( 4月～ 6月)
<input type="checkbox"/>	第2四半期 ( 7月～ 9月)
<input type="checkbox"/>	第3四半期 ( 10月～ 12月)
<input type="checkbox"/>	第4四半期 ( 1月～ 3月)
合 計	キログラム

※ 四半期に「レ印」を入れて下さい。

## 【積立契約の期間が 3 年の場合】

## 養殖用配合飼料価格差補填金積立契約の内容

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）が一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、養殖用配合飼料の価格の急上昇が養殖業経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する養殖業者（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

## （配合飼料購入数量の設定）

第 1 条 甲は、この契約の対象期間に属する甲の各事業年度の開始前に（平成 22 年度においては、6 月末日までに）、乙との間に養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入数量を設定するものとする。

## （配合飼料補填積立金の納入）

第 2 条 乙は、前条の配合飼料購入数量を設定した場合は、水産庁長官が定める単位数量当たりの補填積立金の額に当該事業年度について設定された配合飼料購入数量を乗じて得た金額を、補填積立金として、要領第 11 条の規定に基づき当該事業年度の 5 月末日までに（平成 22 年度においては、要領附則第 7 項の規定に基づき、6 月末日までに）、甲に一括して納入するものとする。

## （配合飼料購入数量の報告）

第 3 条 乙は、第 1 条の配合飼料購入数量を設定した場合において、要領第 17 条の規定に基づき、甲の指示により四半期の配合飼料購入数量を甲に報告しなければならない。

## （養殖用配合飼料価格差補填金の交付）

第 4 条 甲は、第 1 条の年間配合飼料購入数量を設定した場合において、要領第 13 条の規定により、乙に対し養殖用配合飼料価格差補填金を交付するものとする。

## （養殖用配合飼料価格差補填金の返還等）

第 5 条 甲は、乙が要領第 16 条各号に該当する場合には、乙に対し養殖用配合飼料価格差補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された養殖用配合飼料価格差補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

## （契約の解約）

第 6 条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、配合飼料補填積立金を全額取崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が納入すべき補填積立金を定められた期日までに納入しなかった場合。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合及び第 4 項の場合を除く。

エ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

カ 乙が死亡した場合又は養殖業を廃業した場合。ただし、甲が別に定めるところにより補填積立金の相続及び養殖業の承継が行われる場合を除く。

キ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

2 甲は、前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する積立補填金とを相殺することができる。

3 甲は、積立契約の解約に関して、第1項のキ及びクの場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する積立補填金とを相殺することができる。

4 乙がこの契約の締結日が属する年において、納入すべき補填積立金を定められた期日までに納入しなかった場合は、この契約は無効とする。

(契約対象期間)

第7条 この契約の対象期間は、申込日の属する年の4月1日から3年後の3月31日までとする。

2 前項の契約対象期間の満了日の1ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(変更の届出)

第8条 乙は、住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、要領第20条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとする

※この積立契約の内容は、要領に基づく平成22年度限りの措置に対応したものである。

## 【積立契約の期間が2年6ヶ月の場合】

### 養殖用配合飼料価格差補填金積立契約の内容

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）が一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、養殖用配合飼料の価格の急上昇が養殖業経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する養殖業者（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

#### （配合飼料購入数量の設定）

第1条 甲、この契約の対象期間に属する甲の各事業年度の開始前に（平成22年度においては、9月末日までに）、乙との間に養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入数量を設定するものとする。

#### （配合飼料補填積立金の納入）

第2条 乙は、前条の配合飼料購入数量を設定した場合は、水産庁長官が定める単位数量当たりの補填積立金の額に当該事業年度について設定された配合飼料購入数量を乗じて得た金額を、補填積立金として、要領第11条の規定に基づき当該事業年度の5月末日までに（平成22年度においては、要領附則第7項ただし書の規定に基づき、10月末日までに）、甲に一括して納入するものとする。

#### （配合飼料購入数量の報告）

第3条 乙は、第1条の配合飼料購入数量を設定した場合において、要領第17条の規定に基づき、甲の指示により四半期の配合飼料購入数量を甲に報告しなければならない。

#### （養殖用配合飼料価格差補填金の交付）

第4条 甲は、第1条の年間配合飼料購入数量を設定した場合において、要領第13条の規定により、乙に対し養殖用配合飼料油価格差補填金を交付するものとする。

#### （養殖用配合飼料価格差補填金の返還等）

第5条 甲は、乙が要領第16条各号に該当する場合には、乙に対し養殖用配合飼料価格差補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された養殖用配合飼料価格差補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

#### （契約の解約）

第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、配合飼料補填積立金を全額取崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が納入すべき補填積立金を定められた期日までに納入しなかった場合。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合及び第4項の場合を除く。

エ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

カ 乙が死亡した場合又は養殖業を廃業した場合。ただし、甲が別に定めるところにより補填積立金の相続及び養殖業の承継が行われる場合を除く。

キ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

2 甲は、前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する積立補填金とを相殺することができる。

3 甲は、積立契約の解約に関して、第1項のカ及びキの場合を除き、乙から解約手数料を徴収する

ものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する積立補填金とを相殺することができる。

- 4 乙がこの契約の締結日が属する年において、納入すべき補填積立金を定められた期日までに納入しなかった場合は、この契約は無効とする。

(契約対象期間)

第7条 この契約の対象期間は、平成22年10月1日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の契約対象期間の満了日の1ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(変更の届出)

第8条 乙は、住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、要領第20条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとする。

※この積立契約の内容は、要領に基づく平成22年度限りの措置に対応したものである。

## 養殖用配合飼料価格差補填金積立契約の内容

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）が一般社団法人漁業経営安定化推進協会養殖用配合飼料価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、養殖用配合飼料の価格の急上昇が養殖経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する養殖業者（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

## （配合飼料購入数量の設定）

第 1 条 甲は、この契約の対象期間に属する甲の各事業年度（4 月 1 日を開始日とする。以下同じ。）の開始前に（平成 23 年度においては、6 月末日までに）、乙との間に養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入数量を設定するものとする。

## （配合飼料補填積立金の納入）

第 2 条 乙は、前条の配合飼料購入数量を設定した場合は、水産庁長官が定める単位数量当たりの補填積立金の額に当該事業年度について設定された配合飼料購入数量を乗じて得た金額を、補填積立金として、要領第 11 条の規定に基づき当該事業年度の 5 月末日までに（平成 23 年度においては、要領附則第 6 項の規定に基づき 6 月末日までに）、甲に一括して納入するものとする。

## （配合飼料購入数量の報告）

第 3 条 乙は、第 1 条の配合飼料購入数量を設定した場合において、要領第 17 条の規定に基づき、甲の指示により四半期の配合飼料購入数量を甲に報告しなければならない。

## （養殖用配合飼料価格差補填金の交付）

第 4 条 甲は、第 1 条の年間配合飼料購入数量を設定した場合において、要領第 13 条の規定により、乙に対し養殖用配合飼料価格差補填金を交付するものとする。

## （養殖用配合飼料価格差補填金の返還等）

第 5 条 甲は、乙が要領第 16 条各号に該当する場合には、乙に対し養殖用配合飼料価格差補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された養殖用配合飼料価格差補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

## （契約の解約）

第 6 条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、配合飼料補填積立金を全額取崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が納入すべき補填積立金を定められた期日までに納入しなかった場合。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合及び第 4 項の場合を除く。

エ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

カ 乙が死亡した場合又は養殖業を廃業した場合。ただし、甲が別に定めるところにより補填積立金の相続及び養殖業の承継が行われる場合を除く。

キ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

2 甲は、前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する積立補填金とを相殺することができる。

3 甲は、積立契約の解約に関して、第 1 項のカ及びキの場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する積立補填金とを相殺



することができる。

- 4 乙が平成 23 年において、納入すべき補填積立金を定められた期日までに納入しなかった場合は、この契約は無効とする。
- 5 甲は、国の予算措置の中止等やむをえない理由により、この契約を解約することができる。この場合において、甲は、配合飼料補填積立金を全額取崩し乙に返還するものとする。

(契約対象期間)

第 7 条 この契約の対象期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の契約対象期間の満了日の 1 ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から 3 年間とする。

(変更の届出)

第 8 条 乙は、住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、要領第 20 条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第 9 条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第 10 条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとする

※この積立契約の内容は、要領に基づく平成 23 年度限りの措置に対応したものである。

配合飼料補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの配合飼料補填積立金の額等の設定申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会  
参加事業団体名  
事務契約団体名

契約者住所  
契約者氏名  
管理番号

貴団体と締結している積立契約について、配合飼料補填積立金の積増しを下記のとおり申し込みます。

記

1. 積立て単価の選択 (次のいずれかに○印を付して下さい)

○養殖用配合飼料価格安定対策事業 ① 円 ② 円

2. 配合飼料補填積立金の納入方法等

(積立ての金額)

選択された単価 ( 円) / 1000 × 数量設定申込書の数量 ( kg) = 円

\* 積み立ての金額は、計算結果を切捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法) 次のいずれかに○印を付して下さい

①一括納入

②○月と○月の○分割 (○月末 円、○月末 円)

※○分割の端数は100円単位で上記積立て金額になるように整理し、○月末で処理願います。

(例: 積立額1,400円 ÷ 2分割 = 700円 ⇒ 12月末400円 3月末300円)

別表（平成24年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）

1 積立単価

①	②	③	④	⑤
5300円	4000円	3000円	2000円	680円

2 納入方法及び納入期限

①	一括納入	事業年度の6月末日
②	二分割納入の1	事業年度の6月末日及び9月末日
③	二分割納入の2	事業年度の6月末日及び12月末日
④	二分割納入の3	事業年度の6月末日及び3月末日
⑤	三分割納入の1	事業年度の6月末日、9月末日及び12月末日
⑥	三分割納入の2	事業年度の6月末日、9月末日及び3月末日
⑦	三分割納入の3	事業年度の6月末日、12月末日及び3月末日
⑧	四分割納入	事業年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日

別表（平成25年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）

1 積立単価

①	②	③	④	⑤
5300円	4000円	3000円	2000円	680円

2 納入方法及び納入期限

①	一括納入	事業年度の6月末日
②	二分割納入の1	事業年度の6月末日及び9月末日
③	二分割納入の2	事業年度の6月末日及び12月末日
④	二分割納入の3	事業年度の6月末日及び3月末日
⑤	三分割納入の1	事業年度の6月末日、9月末日及び12月末日
⑥	三分割納入の2	事業年度の6月末日、9月末日及び3月末日
⑦	三分割納入の3	事業年度の6月末日、12月末日及び3月末日
⑧	四分割納入	事業年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日

別表（平成27年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）

1 積立単価

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
14,000円	12,000円	10,000円	7,500円	5,300円	4,000円	3,000円	2,000円	680円

## 2 納入方法及び納入期限

①	一括納入	事業年度の6月末日
②	二分割納入の1	事業年度の6月末日及び9月末日
③	二分割納入の2	事業年度の6月末日及び12月末日
④	二分割納入の3	事業年度の6月末日及び3月末日
⑤	三分割納入の1	事業年度の6月末日、9月末日及び12月末日
⑥	三分割納入の2	事業年度の6月末日、9月末日及び3月末日
⑦	三分割納入の3	事業年度の6月末日、12月末日及び3月末日
⑧	四分割納入	事業年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日

別表（平成28～30年度の配合飼料補填積立金に係る積立単価、納入方法及び納入期限の選択肢）

### 1 積立単価

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
14,000円	12,000円	10,000円	7,500円	5,000円	3,000円	1,000円

### 2 納入方法及び納入期限

①	一括納入	事業年度の6月末日
②	二分割納入の1	事業年度の6月末日及び9月末日
③	二分割納入の2	事業年度の6月末日及び12月末日
④	二分割納入の3	事業年度の6月末日及び3月末日
⑤	三分割納入の1	事業年度の6月末日、9月末日及び12月末日
⑥	三分割納入の2	事業年度の6月末日、9月末日及び3月末日
⑦	三分割納入の3	事業年度の6月末日、12月末日及び3月末日
⑧	四分割納入	事業年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日

別 紙

算式 1

$$Pf_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 Pf_{mi}$$

$Pf_q$  : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の平均配合飼料価格

$Pf_{mi}$  : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の各月の平均配合飼料価格

算式 II

$$Pft = \frac{1}{60} \left( \sum_{i=1}^{84} Pf_{mi} - \left( \sum_{i=1}^{12} \max(pf_{mi}) + \sum_{i=1}^{12} \min(pf_{mi}) \right) \right)$$

$Pft$  : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の直前7年間の配合飼料価格のうち、  
高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格

$Pf_{mi}$  : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の直前7年間に供給された配合飼料  
の各月の平均価格

$\max(pf_{mi})$  :  $Pf_m$ のうち*i*番目に大きい値

$\min(pf_{mi})$  :  $Pf_m$ のうち*i*番目に小さい値

算式 III

$$Pfc = (Pf_q - Pft)$$

$Pfc$  : 単位数量当たり養殖用配合飼料価格差補填交付金額